

議案第3号

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市報酬等審議会の答申に基づき、農業委員会の委員等の報酬の額を改めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

「

350,000 円
300,000 円
260,000 円
210,000 円

378,000 円
324,000 円
280,000 円
226,000 円

」を

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第3号資料

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係） 報酬額表				別表（第2条関係） 報酬額表			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)				(略)			
農業委 員会	会長	年額	<u>350,000 円</u>	農業委 員会	会長	年額	<u>378,000 円</u>
	会長職務 代理者	年額	<u>300,000 円</u>		会長職務 代理者	年額	<u>324,000 円</u>
	農業委員	年額	<u>260,000 円</u>		農業委員	年額	<u>280,000 円</u>
	農地利用 最適化推 進委員	年額	<u>210,000 円</u>		農地利用 最適化推 進委員	年額	<u>226,000 円</u>
(略)				(略)			